

熊本県土木工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「熊本県請負工事成績評定要領」(平成15年2月26日付け土技第1224号。以下「評定要領」という。)第3条の工事成績の評定に関する必要な事項を定めることにより、熊本県土木部、地域振興局土木部及び所属出先機関(以下「土木部等」という。)が所管する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績の評定(以下「成績評定」という。)の対象とする工事は、評定要領第2条に規定された評定の対象工事のうち、土木部等が所管する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、下水道工事、港湾工事、その他これに類する工事等(以下「土木工事」という。)とする。

ただし、河川掘削、崩土取り除き、取り壊し、草刈、点検、機器更新のみの工事等については、評定の対象工事としない。

(成績評定の時期)

第3条 成績評定の時期は、検査員にあつては検査を実施したとき、総括監督員及び主任監督員にあつては、工事がしゅん工(一部しゅん工を除く。)したときとする。

(評定者)

第4条 成績評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次の者とする。

- 一 熊本県工事検査規程(昭和43年熊本県訓令甲第20号)第7条で規定された検査員
 - 二 総括監督員：工事担当課係長以上の者
 - 三 主任監督員：工事の担当者
- 2 所属長は、人事配置上やむを得ない場合は、前項第2号の規定にかかわらず、総括監督員を別に選任することができる。

(成績評定の方法)

第5条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 一工事に複数の評定者となる検査員がいる場合は、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。
- 3 成績評定は検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等は考慮しない。また、検査の結果手直しが生じた場合は、手直し前の状態を対象として評定する。

- 4 工事成績の採点は別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
- 5 細目別評定点の算出は別記様式第2「細目別評定点採点表」によるものとする。
- 6 成績評定の結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 7 成績評定にあたっては、別紙-4の「留意事項」及び別紙-5「施工プロセスのチェックリスト(土木版)」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(成績評定表等の添付)

- 第6条 主任監督員は「工事成績評定表」、「工事成績採点表」及び「細目別評定点採点表」(以下「成績評定表等」という。)に必要事項を記入の上、検査の要請又は任命伺い時に添付するものとする。
- 2 主任監督員は「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(検査員用)」を出来形部分・中間検査及び一部しゅん工検査の要請又は任命伺い時に、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(主任監督員、総括監督員及び検査員用)」及び「施工プロセスのチェックリスト(土木版)」及びに請負者が提出した「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」をしゅん工検査の要請又は任命伺い時にそれぞれ添付するものとする。

(成績評定結果の通知)

- 第7条 土木部長等は、「熊本県土木部等工事成績評定通知実施要領」の定めるところにより、当該工事の請負者に対して、成績評定の結果を通知するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の日前既に契約している請負工事については、適用しない。

附 則

- 1 この要領は、平成21年8月1日から適用する。
- 2 この要領の施行日以降に検査を行う請負工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行日以降に検査を行う請負工事について適用する。